

会津大学条件付一般競争入札心得

【平成29年3月22日最終改正】

(目的)

第1条 公立大学法人会津大学（以下「会津大学」という。）が発注する建設工事に関する条件付一般競争入札参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、会津大学会計規程、会津大学会計規程実施規則、会津大学契約事務取扱規則その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところにより入札しなければならない。

(入札保証金)

第2条 入札保証金の納付は免除する。

(入札の方法等)

第3条 入札参加者は、入札公告、会津大学工事請負契約約款、金額抜き設計書、図面、仕様書、契約の方法及び入札の条件及び現場等を熟知し、また暴力団排除に関する誓約事項（別添）を承諾のうえ入札しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札書及び見積内訳書（以下「入札書等」という。）を入札公告で示した提出期日を配達日として指定し、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により郵送しなければならない。
- 3 前項の方法以外により提出された入札書等は、無効とする。
- 4 入札参加者は、入札書等を次の方法で郵送しなければならない。
 - (1) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
 - (2) 入札書及び見積内訳書を中封筒に入れ、封かんの上、中封筒の表面に入札参加希望者の商号又は名称、工事名、工事番号、工事箇所及び開札日を記載すること。
 - (3) 外封筒には、入札書等を封入した中封筒を入れ、外封筒の表面に入札参加希望者の商号又は名称、工事名、工事番号、工事箇所、開札日、担当者、担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）及び入札書等在中の旨を記載すること。
- 5 入札参加者は、一度郵送した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札を無効とする申出)

第4条 入札参加者は、入札書等を郵送した日から落札候補者の通知を受けた日までの間に、予定していた技術者が配置できない事由が発生した場合には、郵送した入札書等を無効とする申出をすることができる。

2 前項の申出をせずに契約を辞退した場合には、入札参加資格制限の措置を受けることがある。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他法令の規定に抵触する行為を行ってはならない。

(開札)

第6条 開札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

- 2 開札は、公開とする。
- 3 開札には、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。
- 4 同じ価格をもって入札した者が2人以上あるときは、別に定める「郵便入札におけるくじ」の方法によりくじを行い、順位を決定するものとする。
- 5 開札したときは、直ちに入札書及び中封筒の記載事項を確認し、無効又は失格の入札を行った者があった場合には、当該入札者名及び当該理由を読み上げるものとする。
- 6 前項の確認を行った後、無効又は失格の入札を除き最低価格の入札をした者（総合評価方式による入札にあっては、評価値が最も高い者）から第2順位までの入札者（以下「落札候補者」という。）を落札候補者として入札金額及び入札者名を読み上げるものとする。

(落札決定の保留)

第7条 落札候補者を決定したときは、落札決定を保留し、落札候補者のうち第1順位の者から順に入札参加資格の確認を行った上、後日落札者を決定する。

(第1順位の落札候補者に対する通知)

第8条 第1順位の落札候補者が開札に立ち会わないときは、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知するものとする。

(入札参加資格確認書類の提出)

第9条 入札参加資格確認書類の提出の指示を受けた落札候補者は、指示を受けた日から起算して3日以内（福島県の休日を定める条例（平成元年福島県条例第7号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）に提出しなければならない。

- 2 落札候補者が前項に規定する期間内に入札参加資格確認書類を提出しないとき又は入札事務を所掌する課長（以下「入札執行権者」という。）が入札参加資格確認のために行う指示に従わないときは、当該入札は入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

(落札者の決定)

第10条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した入札参加資格を有する者を落札者とする。ただし、その価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないと認めるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当と認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって入札した者以外の者を落札者とする場合がある。この場合、契約内容に適合した履行に関する調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施し判断するものとする。

- 2 契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(入札書の無効等)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 第3条第2項に規定する方法以外の方法により提出された入札書
 - (2) 入札公告に示す指定日以外の日に到着した入札書（郵便事故によって指定日以外に到着したものであって開札に間に合うものを除く。）
 - (3) 入札参加資格のない者が入札した入札書
 - (4) 入札公告で示した提出先以外に到着した入札書（郵便事故によって提出先以外に到着したものであって開札に間に合うものを除く。）
 - (5) 外封筒及び中封筒に商号又は名称が記載されていないなど開札前に入札参加者が特定できない入札書
 - (6) 鉛筆書きによる入札書
 - (7) 中封筒、見積書等の表記が誤字、脱字、未記載等により対象案件が特定できない入札書
 - (8) 同一の入札参加者が2通以上提出した入札書
 - (9) 入札書等の全部または一部を提出しない者が入札した入札書
 - (10) 中封筒に入っていない入札書
 - (11) 入札書の日付がない又は公告日から開札日までの期間内の日付となっていない入札書
 - (12) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書
 - (13) あて先、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書
 - (14) 入札書の工事名、工事番号、工事箇所のいずれかが記載されていない入札書
 - (15) 入札書の工事名、工事番号、工事箇所のいずれかが入札公告と一致しない入札書（軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く。）
 - (16) 入札書等の工事価格が一致しない入札書
 - (17) 入札書等が入札金額の根拠資料として不適切な場合の入札書
 - (18) 提出期限内に入札参加資格確認書類を提出しない者の入札書
 - (19) 虚偽の入札参加資格確認書類を提出した者の入札書
 - (20) 会津大学において談合の事実が確認された場合の入札書
 - (21) 上記(1)から(19)に掲げるもののほか、入札公告、入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書
- 2 会津大学において談合の事実が確認されなかった場合であっても、談合の疑いが払拭できないとされた場合は、その入札書を無効とする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する入札書は、失格とする。
- (1) 入札金額が最低制限価格を下回る入札書
 - (2) 低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者の入札書

(契約保証金)

第12条 契約保証金の納付等については、別に定めるところによる。

(契約書等の提出)

第13条 契約書を作成する場合においては、落札者は、会津大学が指示する契約書案に住所・氏

名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて落札決定の日から起算して7日以内に、これを会津大学に提出しなければならない。ただし、会津大学の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が、前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は落札決定後速やかに会津大学が指示する請書を提出しなければならない。ただし、会津大学がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(質問及び異議の申立て)

第14条 入札参加者は、この心得に疑義がある場合は、その疑義について入札前において質問することができる。

- 2 入札書等の提出後、この心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成19年 7月18日以降に起工の決定を行うものについて適用する。

附 則

この心得は、平成20年12月 8日以降に公告を行うものについて適用する。

附 則

この心得は、平成21年 7月 3日以降に公告を行うものについて適用する。

附 則

この心得は、平成24年10月30日以降に公告を行うものについて適用する。

附 則

この心得は、平成28年 4月 1日以降に公告を行うものについて適用する。

附 則

この心得は、平成29年 4月 1日以降に公告を行うものについて適用する。